

# 病気入院保障「医療扶助保険」のご案内



## とくちょう

- 1 「全員加入」にすると健康状態を問わず加入できます。
- 2 健康な家族(配偶者、同一生計の子・親)も65歳まで加入できます。
- 3 保険料は加入型毎に年齢・性別にかかわらず一定です。
- 4 日帰り入院から180日までの保障なので、長期の入院にも安心です。
- 5 1年更新なので、契約を毎年見直すことができます。
- 6 退職後は移行型に加入できます。

●2年以上加入した方で最高70歳まで、又は10年間

## 保険料と給付額

団体契約の保険なので保険料が割安

【団体保険契約期間 1年】

[団体に所属している間は保障され、変更がない限り1年毎の自動更新となります。]

加入口数と給付日額	1口	2口
【加入型】加入年齢・加入者	給付日額 <b>2,000円</b>	給付日額 <b>4,000円</b>
【基本型】 満65歳までの組合員・ 満16歳～満65歳までの家族	※ 月額 <b>300円</b>	※ 月額 <b>600円</b>
【子供型】 0歳～満15歳までの子供	月額 <b>200円</b>	月額 <b>400円</b>

- \*「加入年齢」は発効日現在の年齢を指します。
- \*精神障害による入院は50%給付となります。
- \*不慮の事故、先天性の病気、薬物依存、故意または重大な過失による入院は対象外です。
- \*支払日数の限度は「1回の入院」が180日で最高限度は540日です。
- ※団体の給付率により1口あたりの保険料が300円から650円になる場合があります。

ご契約に際しては中面の「ご契約のてびき(重要事項説明書)」を必ずご覧ください。

### 会員特典

ご契約いただくと以下の特典を受けることができます。

- 抽選で人間ドック費用を助成
- カルチャー教室が会員価格
- 情報紙「ゆうゆうらんど」による各種ご案内



**あいきょうさい**  
一般財団法人 福島県民共済会

〒960-8105 福島市仲間町4番8号  
TEL.024-521-3392 FAX.024-521-6841  
ホームページ <https://www.i-kyosai.or.jp>

受付専用フリーダイヤル

**0120 0120-655-322**

## 加入団体の要件

**全員加入** 団体の構成員が20人以上で、構成員の全員が加入する場合。

**集団加入** 構成員全員には達しないが20人以上で構成員の70%以上、もしくは30人以上が加入する場合。

※100人以上が加入する場合は、「みなし全員加入」団体とし、全員加入団体に関する規定を適用します。

## 加入者の要件

**契約者** 満15歳～満65歳までの健康な方  
(全員加入の場合、健康状態を問わず加入できます)

**家族** 0歳～満65歳までの健康な方  
(契約者の配偶者、契約者と同一生計の子および親)

※家族だけの加入はできません。

※継続加入の場合、契約者・家族とも健康状態を問わず同口数まで加入できます。

※健康な方とは、下記の「健康状態の質問表」ですべてに「該当しない」方をいいます。

### 健康状態の質問表

①現在、治療等を受けていますか。または、受けることをすすめられていますか。②最近6ヶ月以内に入院または手術をしましたか。③身体に残る障害や先天性の病気により、日常生活で他人の手助けを必要としていますか。

「治療等」とは、医師の診察、検査、投薬、指導、入院、手術等の医学的処置をいいます。

ただし、質問表の①～③は、いずれも次の場合を除きます。  
軽い風邪、検査後に異常がなかった場合、正常分娩、歯科医や眼科医によるものや花粉症等で、入院や手術の予定がないもの

## 保険期間 1年間(発効日は毎月1日)

## 月額保険料と保障額

型	契約者		家族		
	基本1型	基本2型	基本1型	基本2型	子供型
契約時年齢	満15歳～満65歳		満16歳～満65歳		0歳～満15歳
保険料(1口あたり)	300円	650円	300円	650円	200円
保障額	1口について1日あたり2,000円(1日目から)				

※基本2型は、基本1型加入後、前年度の給付率が200%を上廻った場合、並びに給付率が2年連続して150%を上廻った団体に適用される型です。

※基本2型適用団体は、基本1型の料率に置き換えて、給付率が2年連続して100%を下廻った場合に基本1型を適用します。

## 中途加入

つぎの場合は保険期間の途中でも加入することができます。

**契約者** 新たに構成員となったとき

**家族** 結婚したとき、または子供が生まれたとき

## 給付金の支払い

病気の治療を目的とした入院であれば、入院1日目からお支払いします。ただし、精神障害による入院の場合は給付金額の50%のお支払いとなります。

## 給付金の免責事由

つぎの項目に該当する場合は給付金をお支払いすることができません。

- ①不慮の事故(法定、指定伝染病を除く)
- ②先天異常によるもの
- ③薬物依存によるもの
- ④故意または重大な過失によるもの

## 給付金の支払日数

- ①同一病気(併発を含む)の給付金が支払われる入院日数は、「1回の入院」につき最高180日を限度とします。180日支払日数終了後、180日の猶予期間をにおいてまた支払い対象とし、継続する入院の支払日数は540日を限度とします。
- ②契約者全員一律加入分は、加入前から発病していた病気により、初回発効日から1年以内に入院した場合、「1回の入院」の支払日数は90日を限度とします。

### ○「1回の入院」について

退院後180日以内の異なる病気による入院、または退院後1年以内の同一病気による入院は継続した入院とみなし、「1回の入院」とします。

## 給付金の請求

給付事由が発生した場合には、つぎの書類を作成して請求してください。

- ①給付金支払請求書(県民共済会所定の用紙)
- ②その他県民共済会が必要とする書類

### ○診断書料補助金について

当会所定の診断書(原本)を提出された場合は、「1回の入院」につき3,000円をお支払いします。

# 医療扶助保険 ご契約のてびき(重要事項説明書)

この「契約のてびき」は、医療扶助保険の概要とご契約に関する大切な事柄について説明したものです。  
ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえお申し込み下さい。

## ● 申込書および質問表のご記入にあたってのお願い

申込書は共济会と契約を締結するもの、質問表は健康状態をお知らせいただくもの(新規・追加・増口の場合のみ)、ともに契約にあたって重要です。契約者自身が記入していただき、内容を充分お確かめのうえ、署名・押印してください。

### 契約者について

契約者とは、所属する団体の構成員で、共济会と保険契約を結び、契約上の権利(給付金請求権など)・義務(健康状態の告知、保険料の払込みなど)を持つ方です。

### 加入できる方(契約者全員一律加入分を除く)

ア 契約者…契約発効日(責任開始日)現在の年齢が満65歳までの健康な方。  
イ 契約者の配偶者…契約発効日現在の年齢が満65歳までの健康な方。  
ウ 契約者(契約者の配偶者)と生計を一にする契約者の子および父母…契約発効日現在の年齢が満65歳までの健康な方。  
※配偶者は内縁関係にある方を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方に婚姻届けを出している配偶者がいる場合を除きます。  
※単身赴任や学生の方は同居でなくても生計を一にするものとみなしますので加入できます。

### 加入できない方

つぎの(1)~(3)のいずれかに該当する場合は加入できません。  
(1)「加入できる方」に該当しない方  
(2)健康確認日における申込書の質問表の回答等を共济会が審査した結果、共济会が加入を妥当でないと判断した方  
(3)反社会的な事実があると共济会が認めた方

### 契約できる限度について

加入者1名が締結することのできる保険契約は1契約とし、加入できる口数の限度は、所属する団体との協定書に定めた口数までとなります。

### 契約の成立と効力の発生について

契約発効日は、所属する団体との協定書に定めた日からとなります。

### 保険期間と契約更新について

保険期間は、契約の発効日または更新日から1年となります。契約更新の手続き方法は、所属する団体との協定書に定めた方法となります。

### 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、所属する団体との協定書に定めた方法となります。

### クーリングオフについて

契約者は、申込日を含めた8営業日以内であれば申し込みの撤回(クーリングオフ)をすることができます。この場合、すべての申し込みが撤回(クーリングオフ)されます。  
※申し込みの撤回(クーリングオフ)をする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の氏名および住所とともに申し込みの撤回(クーリングオフ)をする旨を明記し、署名・押印のうえ共济会に提出してください。

### 契約の消滅・解約・変更・異動について

- 加入者が死亡した場合にはそのときをもって保険契約は終了します。
- 契約者はつぎの場合、ただちに共济会まで連絡してください。
  - 結婚・出生により家族を追加加入させるとき
  - 家族が同一生計でなくなったとき(協定期間内は加入できます)
  - 離婚により家族の契約を解約するとき
  - 契約者本人、加入者の氏名・住所・住居表示が変更されたとき
  - 海外に長期滞在することになったとき

### 保険料払込猶予期間と契約の失効について

保険料払込みにについては、払込期日の翌日から2か月間の猶予期間があります。払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合、払込期日の翌日の午前零時に効力を失い、消滅します。

### 契約が無効、取り消しとなる場合

- つぎのいずれかに該当する場合、契約は無効または取り消しとなります。  
(4の場合、保険料はお返しできません)
- 加入者が契約発効日または更新日に加入年齢を超えていた場合、またはすでに死亡していたとき
  - 契約者が契約発効日または更新日において所属する団体の構成員でなかったとき
  - 加入者が給付金額の最高限度を超過して契約していたときは、その超過契約分
  - 契約者が給付金を不法取得目的で契約したとき

### 契約が解除となる場合

- つぎの内容に該当する場合、契約は解除されます。  
(1)契約代表者および契約者が、契約締結当時、故意または重大な過失によって

- 申込書および協定書の記載事項で、質問事項に対する回答その他、共济会が判断する危険の測定に関係のある重要な事実を隠し、または、当該事項について事実と異なる記載をしたとき  
(2)給付金の請求に関し、給付金受取人が詐欺行為をしたとき  
(3)給付金を詐取する目的で給付事由を発生させた、またはさせようとしたとき  
(4)所属する団体が共济会との協定を終了したとき  
(5)当該契約の存続が困難であるとする重大な事由があるとき

### 給付金受取人について

- 給付金受取人は契約者です。加入者と同一人である契約者が死亡した場合、給付金受取人は法定順位および順序により決定されます。
- 契約者は、契約者に給付金等を請求できない特別な事情がある場合に、契約者の代理人として次の範囲内の方(以下「代理請求人」といいます)が給付金等を請求することができます。
  - 契約者の配偶者(内縁関係を含みます)
  - 契約者と同一生計の3親等以内の親族

### 給付金の請求手続きについて

- 給付事由が発生した場合は、すみやかにその状況や程度について共济会へご連絡ください。ただちに、給付金請求に必要な書類一式をお送りします。
- 給付金のご請求に必要な書類が、共济会に到着した翌日から原則7営業日以内に給付金をお支払いします。ただし、確認や調査のための期間をいただくことがあります。
- 給付金を請求いただける権利は、行使することができる時から3年間行使しないときは時効により消滅するものとします。  
※「給付事由」とは、給付金の支払対象となる事由をいいます。

### 給付金をお支払いする場合

病気の治療を目的として入院をしたときは、1日目からお支払いします。

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下で治療に専念することをいいます。

### (1)入院給付金の支払い限度について

- 入院のお支払日数は、1回の入院を180日限度とし、退院後180日以内の異疾病による入院、または退院後1年以内の同一疾病による入院は、すべて同一疾病とみなして「1回の入院」として通算します。  
1回180日給付終了後、続く180日は猶予期間として給付対象になりません。以後繰り返します。継続する入院の最高支払日数は540日を限度とします。
  - 契約者全員一律加入分は、加入前から発病していた病気により、初回発効日から1年以内に入院した場合、「1回の入院」の支払日数は90日を限度とします。
  - 医師が退院しても差し支えないと診断した場合は、その日を退院した日とします。
- ### (2)診断書料補助金のお支払いについて
- 当会が認めた診断書(原本)を提出された場合は、1回の入院(180日限度)について3,000円をお支払いします。  
(注)「1回の入院」中に何度入院されても、診断書料補助金は1回のみのお支払いとなります。

### 給付金を削減する場合

精神障害による入院の場合は給付金額の50%を削減してお支払いします。

### 給付金をお支払いできない場合

- つぎの項目に該当する場合、給付金は支払われません。  
(1)不慮の事故によるとき  
(2)発効日前に判明していた先天性の異常、または先天性の異常を原因とする病気によるとき  
(3)薬物依存によるとき  
(4)故意または重大な過失によるとき

### 給付金支払いの減額等について

戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により、一時に大量の給付事由が発生し制度に影響を及ぼす場合は、給付金を減額してお支払いするかその金額の全額をお支払いしない場合があります。

### 保険料の控除について

共济会の保険制度は生命保険料控除の対象となっておりませんので、保険料払込証明書の発行はいたしておりません。

### 配当金・満期返戻金について

配当金および満期返戻金はありません。

# 退職後のあなたとご家族を引き続きサポート

## 医療保険 センチュリー 移行型 のご案内

医療保険センチュリー移行型は、医療扶助保険に2年以上ご加入の方(本人・家族)が退職や年齢超過等で医療扶助保険を終了されたとき、健康状態を問わず、引き続き入院等の保障を受けられる制度です。退職後は医療扶助保険加入の特典である「医療保険センチュリー移行型」をお役立てください。

お申し込みされる方は、退職月(医療扶助保険の解約月)の翌月末日までにお手続きください。

特  
長

- 健康告知は不要です。たとえ入院中でも加入できます。
- 保険期間は5年間です(更新可)。満2歳～満70歳まで加入できます。
- 病気やケガによる入院・手術・死亡に対して保障します。
- 最高70歳または10年間のいずれか短い期間まで保障します。

保障内容	支払事由	1コース	2コース
	入院給付金(日帰り入院から保障)		2,000円
手術給付金(入院日額の40～10倍)		80,000～20,000円	120,000～30,000円
死亡・重度障害給付金		200,000円	300,000円

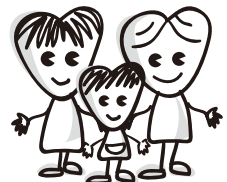
月払保険料	男 性		女 性			
	契約年齢	1コース	2コース	契約年齢	1コース	2コース
	51～55歳	1,900円	2,900円	51～55歳	1,600円	2,300円
	56～60歳	2,600円	3,900円	56～60歳	2,000円	3,000円
	61～65歳	3,500円	5,300円	61～65歳	2,800円	4,200円
	66～70歳	4,600円	6,900円	66～70歳	3,700円	5,500円

※医療扶助保険1口加入者は1コースまで、2口加入者は2コースまで加入できます。(月払の他に年払もあります。)

※契約概要の一部を抜粋したものです。ご契約に際しては医療保険センチュリー移行型契約のてびきをご確認ください。

## あいきょうさい 事業のご案内

福島県民共済会(愛称：あいきょうさい)は、1973年に県民が健康で明るく暮らせるようお手伝いをするために設立され、相互扶助事業(特定保険業)を中心に無料法律相談会、各種カルチャー教室、講演会の開催、さらには、けんみん葬祭による葬祭事業などを通して“助け合いの輪”を県内各地に広めています。



### 相互扶助事業(特定保険)

病気やケガ、ガンからあなたと家族を守る  
個人型医療保険

医療保険

センチュリー

病気になるのを防ぐ  
団体向け医療保険

医療扶助保険

住宅災害の団体向け見舞金制度

団体火災見舞金保険

事業主には「安心」を、従業員には「喜び」を

ファミリーヘルパー

(勤労者互助会保険)

### 福祉事業

#### 各種講演会・カルチャー教室

各種講演会 ●教育 ●福祉 ●文化に関する内容  
カルチャー教室 ●スポーツ ●健康 ●文化

#### 無料法律相談会



### けんみん葬祭

福島市御山字清水尻1-1  
TEL.024-531-2362

24時間  
受付

“まごころ込めてお手伝い”をモットーに適正な料金と真心サービスで、年中無休、24時間体制で葬儀に関するすべてを取扱っております。  
会員制度「けんみん友の会」への入会をお勧めいたします。

### 個人情報に関する取扱いについて

あいきょうさいでは、お客様により良い保険商品・生活文化福祉の向上に役立つサービスを提供させていただくため、お客様に関する情報を取得させていただいております。これらお客様の個人情報は、ご本人かどうかの確認、保険契約の締結・維持管理、給付金の支払いに関する業務に利用させていただきます。併せて、保障に関する情報のご提供、あいきょうさいの事業、各種幹旋商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。詳しくはホームページ<https://www.i-kyosai.or.jp>をご覧ください。



あいきょうさい

〒960-8105 福島市仲間町4番8号  
一般財団法人 福島県民共済会 TEL.024-521-3392 FAX.024-521-6841

ホームページ <https://www.i-kyosai.or.jp>

受付専用フリーダイヤル



0120-655-322